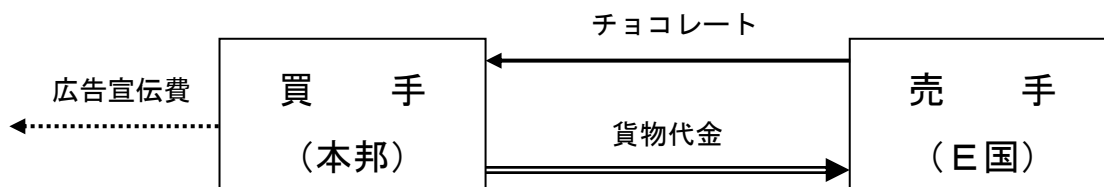


3. 買手が自己のために行う輸入貨物の広告宣伝に係る費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からチョコレートを購入（輸入）します。

今般、当社は、輸入貨物であるチョコレートの本邦における販売促進を目的として広告宣伝を行うこととし、その費用を負担します。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担する広告宣伝費は現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する広告宣伝費は、買手が自己のために行う活動の費用であることから、現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が負担する広告宣伝費は、買手が自己のために行う輸入貨物の本邦における販売促進活動に係る費用であり、輸入貨物について売手のために支払われるものとは認められませんので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成しません。

《参考》

買手が自己のために行う活動のうち、関税定率法第4条第1項各号に規定される現実支払価格への加算の対象となる活動以外の活動に係る支払は、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払には該当しません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）